

玉村町本人通知制度について

1 この制度は、玉村町において、事前登録をした者(以下「事前登録者」という。)に係る住民票の写し等(住民基本台帳法の規定による住民票の写し、除票、住民票記載事項証明書、戸籍の附票の写し、除附票・戸籍法の規定による戸籍謄抄本、戸籍記載事項証明書、除籍謄抄本)を、第三者に取得された際に、その事実について事前登録者に通知するものです。

2 事前登録の申込みは、事前登録者本人による申請となります。また、未成年者及び被後見人の場合は、法定代理人が申請することができます。事前登録を希望する人又は既に登録をしている者が、疾病等やむを得ない理由により自ら手続きできないときは、代理人による申請をすることができます。

3 郵便又は信書便(以下「郵便等」とする。)による事前登録の申込みは、この申込書と本人であることを証する書類(個人番号カード・運転免許証・パスポート等、顔写真が貼付された身分証明書)の写しを添えて玉村町役場住民課宛てまでお願いいたします。

4 事前登録者に係る住民票の写し等を第三者に交付したときは、玉村町本人通知制度交付通知書を送付します。事前登録者本人又は代理人が申込みした場合は事前登録者宛てに送付し、法定代理人が申込みした場合は法定代理人宛てに送付します。

ただし、本人又は同世帯員からの住民票の写しの請求、同じ戸籍に記載されている人及び直系の尊属卑属による戸籍の証明の請求、権利行使(債権回収等)、国又は地方公共団体の請求、特定事務受任者(弁護士・司法書士等が、裁判・訴訟手続きや紛争処理手続きについての代理事務に使用するための請求)の申請で証明が発行された場合は、通知対象から除かれます。

5 玉村町本人通知制度交付通知書は、第三者に証明書を交付した日付・証明書の種別及び通数・交付請求者の種別を通知するものです。

第三者に交付した住民票の写し等の請求にかかる情報について確認したい場合は、個人情報保護に関する法律の規定に基づき、自己情報の開示請求をすることができます。

ただし、開示請求された自己情報については、個人情報保護に関する法律の規定の範囲内で情報が開示されます。開示できる内容は、本人の情報のみで、依頼者の住所や氏名等、本人以外の個人情報是非開示となります。

住民票の写しや戸籍等は、第三者でも法律上の要件を満たしている場合は取得できます。本人通知制度は、登録者本人に第三者へ交付した事実をお知らせすることで、不正な請求を抑止する制度であり、第三者が誰であるかをお知らせする制度ではありません。

6 転出・転居等により事前登録申込み時の記載事項に変更が生じた場合は、届出が必要になります。

また、事前登録者が死亡、所在不明等により住民票が消除されたとき又は所在不明等で郵送物が送達されないときは、事前登録を廃止します。